

都城市中小企業等振興協議会設置規程

(設置)

第1条 都城市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいて、地域経済の活性化を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与するため、都城市中小企業等振興協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (2) 構成団体 別表に掲げる所属団体等をいう。
- (3) 委員 第4条に規定する協議会の構成員をいう。
- (4) 幹事 第8条に規定する幹事会の構成員をいう。

(活動)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 都城市中小企業・小規模企業振興基本条例に定める事項、その他必要な事項について、調査・検証等を行うとともに、構成団体との情報共有及び合意形成を図り、構成団体に対して効果的な施策等に関する提案を行うこと。
- (2) その他中小企業の振興を推進していくための活動方針の決定、その他必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第4条 協議会は、幹事会と分科会で構成するものとし、委員は、別表に掲げる所属団体等から推薦のあった者をもって組織する。

2 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

3 役員は、幹事会から推選のあった者を協議会で承認する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

6 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(協議会の会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させることができる。
- 4 協議会における協議事項については、出席構成団体の過半数で決するものとする。
- 5 協議会の会議は、必要により、書面による開催とすることができる。

(協議会の解散)

第7条 協議会を解散する場合は、協議会構成団体の4分の3以上の同意を得なければならない。

(幹事会)

第8条 協議会の事務を補助するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる所属団体等から推薦のあった者をもって組織する。
- 3 幹事長は、幹事の互選により選任する。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会は、分科会の総括について協議会へ報告・提案し、分科会へ事業提案及び助言等を行う。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事とその職務を代理する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、第6条の規定を準用する。

(分科会)

第10条 協議会の事務を補助するため、分科会を置く。

- 2 分科会は、別表に掲げる所属団体等から推薦のあった者をもって組織する。
- 3 分科会長は、委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 5 分科会は、課題及び分野別の協議、事例報告並びに情報交換、今後推進すべき施策等の検討を行い、幹事会へ報告・提案する。
- 6 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

(分科会の会議)

第11条 分科会の会議は、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第12条 協議会及び幹事会並びに分科会の庶務は、都城市商工部商工政策課において処理する。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会及び幹事会並びに分科会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第2条、第4条、第8条、第10条関係）

協 議 会			
幹 事 会		分 科 会	
1	都城市	1	都城市
2	都城公共職業安定所	2	都城公共職業安定所
3	宮崎県	3	宮崎県
4	南九州大学	4	南九州大学
5	独立行政法人 都城工業高等専門学校	5	独立行政法人 都城工業高等専門学校
6	右記 県立高校4校の代表	6	宮崎県立都城工業高等学校
		7	宮崎県立都城商業高等学校
		8	宮崎県立都城農業高等学校
		9	宮崎県立高城高等学校
7	右記 私立高校3校の代表	10	都城高等学校
		11	都城東高等学校
		12	都城聖ドミニコ学園高等学校
8	宮崎県中小企業家同友会	13	宮崎県中小企業家同友会
9	都城商工会議所	14	都城商工会議所
10	都北商工会連絡協議会	15	中郷商工会
		16	山之口町商工会
		17	高城町商工会
		18	荘内商工会
		19	山田町商工会
		20	高崎町商工会
11	一般社団法人 都城観光協会	21	一般社団法人 都城観光協会
12	一般社団法人 宮崎県工業会	22	一般社団法人 宮崎県工業会
13	右記 6金融機関の代表	23	株式会社 宮崎銀行
		24	株式会社 鹿児島銀行
		25	株式会社 西日本シティ銀行
		26	株式会社 宮崎太陽銀行
		27	株式会社 南日本銀行
		28	宮崎第一信用金庫
※ オブザーバー 宮崎大学			